行政評価シート（事務事業評価）

評価年度	28年度

事業名	障害者自立支援事業	担当課	福祉課
細分化した事業名	障害者自立支援給付費等負担事業		

1 計画（PLAN）：事務事業の計画的位置づけ

第6次長期総合計画での目的体系	基本方向	誰もが安心して暮らせるまちづくり	
	政策	地域の絆を深める福祉社会の実現	
	施策	障がい者福祉の充実	
関連する個別計画等	障がい福祉計画／障がい者ふれあい計画	根拠条例等	障害者総合支援法

2 計画（PLAN）：事務事業の概要

事業の目的	障がい者が地域において自立した生活ができるよう支援する。
事業の手段	法に基づき、居宅系サービス（居宅介護、短期入所など）、日中活動系サービス（生活介護、就労継続支援、就労移行支援など）、居住系サービス（施設入所、グループホームなど）、相談支援等の福祉サービスを支給。 サービス申請者に対し、認定調査、審査会を経て支給を決定。決定後は定期的にモニタリングを行い、適正な支給がなされているか確認。
事業の対象	障がい者手帳所持者、難病患者、発達障害・高次脳機能障がい者等医師の診断による対象者

3 実施（DO）：投入費用及び従事職員の推移（インプット＝費用＋作業）

		25 年度	26 年度	27 年度
A 事業費	（千円）	607,915	623,797	669,414
財源内訳	国・県支出金	455,935	469,125	508,337
	その他（使用料・借入金ほか）			
	一般財源	151,980	154,672	161,077
B 担当職員数（職員 E）	（人）	0.85	1.10	1.10
C 人件費(平均人件費×E)	（千円）	5,517	7,473	7,386
D 総事業費(A+C)	（千円）	613,432	631,270	676,800

主な事業費用の説明	支給認定調査 障がい福祉サービスの支給

注）平均人件費は各年度決算額(職員給与費)から算出した 25 年度（6,491 円）,26 年度（6,794 千円）,27 年度（6,715 千円）を使用しています。

4 実施（DO）：事業を数字で分析（アウトプット＝事業量）

		指標名	指標の算出方法	実績値 25 年度	実績値 26 年度	実績値 27 年度
活動指標	1	対象者	障害者手帳所持者	1,805	1,912	1,743
	2	利用者	サービス支給者数（延べ人数）	279 人（5,741 人）	294 人（6,067 人）	293 人（6,395 人）
	3					

妥当性		□ A 妥当である　■ B ほぼ妥当である　□ C 妥当でない
上記活動指標と妥当性の説明	1	障害者の数は増加傾向にあるとは言えないが、きめ細かな相談やサービス支給により、一人一人の生活の質の向上に寄与している。
	2	
	3	

5　評価（CHECK）：　事務事業評価　（アウトカム＝成果・効果）

		指標名	指標の算出方法	実　績　値		
				25 年度	26 年度	27 年度
成果指標もしくはまちづくり指標	1	利用率	利用者／対象者（単位：%）	15.5	15.4	16.8
	2	利用者一人当たり事業費	総費用／利用者（単位：千円）	2,199	2,147	2,310
	3					

成　果		□ A 上がっている　■ B ほぼ上がっている　□ C 上がっていない
上記指標の妥当性と成果の内容説明	1	サービスの拡大や、事業者の新規参入に伴い、障害者に対する利便性が上がっている。
	2	障害者一人一人の、個別事情にも配慮し、事業者と連携も取りながら、適正なサービス支給を行っている。
	3	障害が軽度の方を中心に、サービスを受けなくても自立した生活を送れている人も多いため、利用率は低めとなるが、サービスが必要な方には、相談業務を通じ、利用を促している。

事務事業総合評価	□ A 期待以上に達成　■ B 期待どおりに達成　□ C 期待以下の達成

6　改善（ACTION）：今後の事務事業の展開

今後の事業展開	□ 拡大（コストを集中的に投入する）　■ 一部改善（事務的な改善を実施する） □ 全部改善（内容・手段・コスト・実施主体等の見直しが必要）　□ 縮小（規模・内容を縮小、又は他の事業と統合する） □ 廃止（廃止の検討が必要）
事務事業の改善案	改善の概要・方向性（いつまでに、どういう形で具体化するのか） 28 年度の改善計画（今後の事業展開説明） 障害者総合支援法の施行に伴い、事業が拡大傾向にある中、今年度同法が改正され、今後さらなる拡大も見込まれる。 適正かつ効率的なサービスを提供していくため、認定調査や審査に力を入れていくのと同時に、支給決定後もモニタリングの審査や現場視察等を通じて、事業者等に対する働きかけを行っていく。
過去の改善経過	障がい当事者、関係機関等と意見交換しながら、現状の分析を行い、地域課題の発見と解決を図っている。基幹相談支援相談窓口を市役所内に設置し、利用者の個別の状況に応じたきめ細かな相談体制を構築するとともに、事業者に対する助言、指導も行っている。同窓口設置に伴い、認定調査を事業者委託から職員実施に改めた。
課長所見	障害者総合支援法に基づく事業（身体・知的・精神障がい者、難病患者の生活支援サービス）であり、要継続実施。